

令和7年度加古川市フリースクール等利用支援補助金募集要項

1 趣旨

学校に通うことが困難な不登校児童生徒（※）が、学習活動等を実施する場としてフリースクール等を利用するために、不登校児童生徒の保護者に対して利用料を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的としています。

※不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由、その他によるものを除いた児童生徒

2 補助対象者

補助金の交付を受けることができるのは、次に掲げる要件を全て満たす保護者となります。

- (1) 申請時点に、加古川市内に住所を有していること。
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 不登校児童生徒が加古川市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍しており、かつ、指導要録上の出席扱いとすることを認定されていること。
- (4) 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていないこと。

3 補助対象経費

補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料（授業料、施設利用料）とします。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

4 交付申請期間等

申請区分	交付申請期間	交付請求書 提出締切	補助金交付 予定時期
【第1期】 令和7年4月1日～ 9月30日利用分	令和7年9月1日～ 10月31日	令和7年 11月21日まで	令和7年11月 ～ 令和8年1月
【第2期】 令和7年10月1日～ 令和8年3月31日利用分	令和7年10月1日～ 令和8年2月28日	令和8年 3月25日まで	令和8年 4月～5月

5 補助金額

補助金額は、対象児童生徒1人1月につき、各月分の補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と、10,000円のいずれか低い額となります。

6 申請手続き

交付申請期間中に、次の(1)(2)の書類を、第1期、第2期ごとに、郵送、持参にて、教育支援課へご提出ください。

申請書類の作成にあたっては、各注意事項等をご覧の上、誤りのないようご注意ください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 加古川市市税確認承諾書
- (3) その他市長が必要と認める書類

7 交付決定

申請書類をもとにその内容を審査し、補助金の交付の可否と交付金額を決定し、申請者に郵送で通知します。なお、申請書類に記載誤り等があった場合、状況に応じて市が修正等を行ったうえで、交付決定額を決定の上、通知します。

8 実績報告・補助金請求

補助金等交付決定書が届きましたら、交付請求書提出締切日までに、次の(1)～(3)の書類を、第1期、第2期ごとに、郵送、持参にて、教育支援課へご提出ください。

- (1) 実績報告書（様式第3号）
- (2) 補助金請求書（様式第5号）
- (3) フリースクール等の利用に係る経費の支払状況が分かるもの

※領収書や月謝袋の領収印、引き落とされた通帳の写し等、各フリースクール等の支払い状況に合わせてご提出ください。

9 補助金確定

請求の内容が適当であると認めるとき、補助金の額を確定し、補助金交付予定時期に補助金を交付します。

10 その他

- (1) 申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく補助事業変更申請書を提出してください。変更申請書類をもとにその内容を審査し、変更申請の可否を決定し、申請者に郵送で通知します。
(例：連絡先の変更、転居、転校、フリースクールの変更 等)
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合やその他市長が不適当と認めた場合は、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。
- (3) 補助金の交付等に当たり、対象となる不登校児童生徒等に係る情報について、在籍する学校やフリースクール等と必要に応じて情報共有を行うことがあります。

【問合せ・申請書類提出先】

加古川市教育委員会事務局教育支援課

〒675-0031 加古川市加古川町北在家2 7 1 8

T E L : 079-421-5484 F A X : 079-422-5993